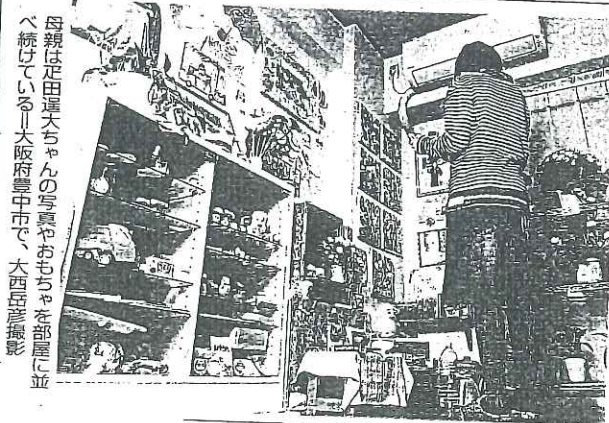


「障害児の将来性」着目

発達改善兆し 遺族思い届く

事故死和解



母親は正田達大ちゃんの写真やおもちゃを部屋に並べ続けている。大阪府豊中市で、大西岳彦撮影

事故で命を落とした重度の知的障害児の逸失利益額が争われた訴訟で、大阪地裁は全労働者の平均賃金を基準に算定する形で和解を後押しした。大阪府豊中市の池で、正田達大ちゃん(当時6歳)が変わり果てた姿で見つかったから2年。母親(36)は「裁判所は障害者を差別せず、達大の将来性に寄り添ってくれた」と喜んだ。(一面参照)

「1人になる、3人、なかすいた」と訴えて月前、ひらがなが書かれた積み木を並べ、「お母親は今年1月、地裁の口頭弁論で裁判長から達大ちゃんとの意思疎通の状況を尋ねられ、涙ぐんだ。

達大ちゃんは低体重児として生まれた。たくましく、大きく育ってほしい。家族は願いを込めて名前を付けた。達大ちゃんは当初、

体が丈夫になったが、幼い頃からたびたび感情を爆発させてパニックを起こした。発語もままならず、2歳の時に自閉症と診断された。重い知的障害とも認定された。

母親は達大ちゃんの障害の特性を学び、成長を見守った。3歳からは、今回の施設とは別の児童発達支援センターにも親子で通った。達大ちゃんは当初、

センターに連れて行くとうとするだけで取り乱した。母親は送迎バスの写真を取り込んだカードを作り、センターに通うことを視覚的に伝える試みを何度も繰り返した。

達大ちゃんは母親からセンターに行くことと声を掛けられれば、自分でリュックサックを背負って準備できるまでになった。家族が順調な成長を期待する

中、達大ちゃんを失った。母親は2015年7月に提訴し、初めて障害の有無で逸失利益に差があることを知った。「障害を克服しよう」と頑張った達大の人生を否定されたくない。生きていれば発達状況は改善したと訴えた。

地裁は先月、達大ちゃんの成長度合いに目を向け、将来的には普通に働ける確率が高いと指摘。平均賃金を基準にした逸失利益の算定案で和解を促した。自宅には満面の笑みを浮かべる達大ちゃんの写真やおもちゃがたくさん並ぶ。母親は達大ちゃんと過ごした時間をたどるように飾り続ける。ただ、今も心の整理はつかず、仏壇の前には座れない。母親は目に涙をためて、つぶやいた。「和解で障害を持つ子へのう」(三上健太郎)

の整理はつかず、仏壇の前には座れない。母親は目に涙をためて、つぶやいた。「和解で障害を持つ子へのう」(三上健太郎)

障害児逸失利益平均賃金で

大阪地裁和解 事故死遺族に賠償

大阪府豊中市で2015年、障害児支援施設からいなくなった重度の知的障害がある男児(当時6歳)が近くの池で遺体で見つかった事故を巡り、遺族が施設の運営会社などに約6500



亡くなった足田運大ちゃん(遺族提供)

万円の賠償を求めた訴訟は22日、大阪地裁で和解が成立した。山田裁判長は、男児が将来働いて得られたはずの「逸失利益」について、全労働者の平均賃金に基づき約1940万円と認定。施設側は安全上の管理責任を認め、慰謝料も含めて4500万円を支払うことになった。(1面に関連記事)

代表の清水建夫弁護士(東京弁護士会)によると、重度の障害児の逸失利益を平均賃金で算出した司法判断が明らかになるのは初めて。亡くなったのは足田運大ちゃん。山田裁判長は、家族から愛情を注がれた運大ちゃんには良好な療育環境が整っており、意思疎通の面などで順調な発達状況が

うかがえた点を考慮。将来的には一般的な就労ができた確率が高いとの判断を示し、平均賃金を逸失利益の算定根拠に取り入れた。運大ちゃんは15年2月28日、豊中市内の障害児支援施設「結」(閉鎖)からいなくなった。府警が顔写真を公開して捜した結果、3月15日に施設から約95メートル離れた池で遺体が見つかった。

訴状などによると、運大ちゃんは2歳で自閉症と診断された。大阪府交付の療育手帳で知的障害の程度は「重度」とされたが、母親らと意思疎通を図ろうとするなど発達状況に変化が出

ていた。15年4月から支援学校に通う予定で、母親らは事前に償いさせる目的で施設に運ばせていた。施設側は当初から裏口の施錠など安全上の配慮を怠った過失を認め、逸失利益の算定が主な争点だった。施設側は「運大ちゃんは発語がほとんどなく、読み書きも困難だった。将来的に健常者と同等の収入を得られる可能性はない」と主張。障害年金の支給予想額などを踏まえ、逸失利益に

ついて約430万円の支払いを提示していた。山田裁判長は今年2月、双方に和解を勧告した際、運大ちゃんの将来的な発達の不確実性も考慮し、国の統計による平均賃金(14年当時)の8割を基礎に、生活費を差し引くなどして算定した約1940万円の逸失利益案を示したという。運営会社の「リクリエイ」(豊中市)の代理人は「コメントを差し控える」と話した。「三上健太郎」

はくわすかで、その際の算定の基礎とされたのは最低賃金や障害年金だった。専門家は「健常者と同じ平均賃金で算定した判断は大きな前進だ」と評価する。札幌市内の障害者施設に通っていた重度の自閉症の少年(当時17歳)が、2005年8月にバスの乗り降りの訓練中、別の車にはねられて死亡した事故。札幌地裁であった損害賠償訴訟で、被告となった施設側と車の運転手は08年12月、最低賃金と障害年金で算定された逸失利益を支払うことで和解している。名古屋市内の福祉施設で07年、重い知的障害があ

った少年(当時15歳)が階段から落ちて亡くなった。名古屋地裁で12年3月、施設側が障害年金で算出された逸失利益を遺族に支払うことで和解が成立した。施設側は当初、「将来働く可能性はない」と逸失利益をゼロと算定。遺族側は「命の価値は平等だ」とし、全労働者の平均賃金での算出を訴えた。

清水建夫弁護士は「人の命の価値は障害があっても同じ。今回の和解で平均賃金から2割減額された点は残念だが、重度障害者を取り巻く環境を改善させる契機になる」と指摘した。

「健常者と同じ命」

「命の値段」とも言われ「障害者を持った子供の逸失利益が裁判で認められた例

「三上健太郎」